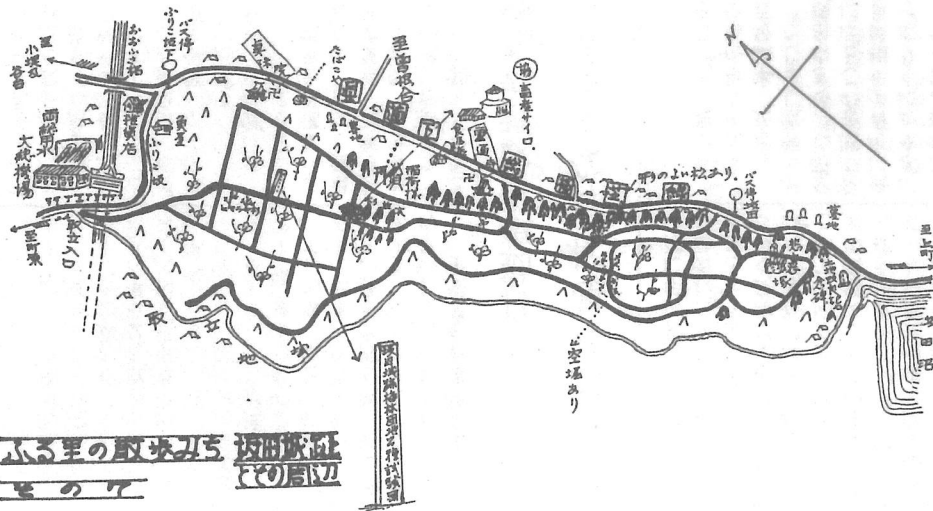


ふる里の散歩路 坂田城周辺

(7)

今日はそろそろ木枯も吹き始める季節なので、陽だまりで一休みが出来ると、陽だまりでコースを選んで見ました。

横芝駅方面から八街、成田方面のバスに乗り、 H ふりこ坂下 H で降りて下さい。両総用水機場を迂回するふりこ坂を上り、機場の真上辺りで左手を見ますと丁度切通しの様に取立部落の入口が見えます。ここから入口から道は二本になります。砂利の坂道を左に上りましょう。楡や樺の枯葉がすっかり黄に染んで、時折カサカソと足下に舞い落ちるのも秋の深さを感じさせます。間もなく道は二つに分れますが広く歩き易いコースを選んで下さい。此の辺りは周囲がすっかり林に囲まれた耕地になっていて殆んど畑には梅の木が植付けられています。数年前に当時の農業相談所長瀬理通氏等が観光と収益を兼ねた事業として着手したアイデアの一つで、今年初めて出荷したということですが、梅林の中程に「坂田城址 梅林園地云々」の標柱が建っているの、観光と実益の意図が読みとれます。一旦耕地が途切れて杉木立が見え始めると、その袂に、突元として飼料用サイロと家畜小屋が現れ

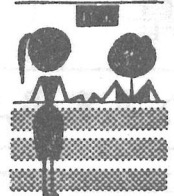


ふる里の散歩路 坂田城址の周辺

丸協の印から推定します。このサイロは横芝農協が設けた半移動式のものと思われ、この辺りから木立越しに望める風景は素朴です。しかし風景に気をとられて余り木立の近くに寄らないで下さい。此のコースの周囲に共通していることですが木立の足下はすぐ断崖になっていいますので足を踏すべらないよ

うにして下さい。杉木立の間を辿りますと再び広々とした感じの耕地になります。周囲の木立から聞える目白や頬白のさえずりが落付いた秋の風情をただよわせます。暫らく俗世から離れた感興にひたりながら足を運んでいる中に前方が杉の木立に遮られている。その間を突抜けますと坂田城址の中心地です。長い才月を経た老杉、深く堀周らされている空堀、城の前備えとして使用されたという坂田沼の望見等に時を過す中に、一番奥まった畑の中央、甘藷畑に囲まれた真中に一つの塚が見付かると思えます。これは敵方の姫君と、味方の若殿が恋に落ち死んだ若殿の後を追って姫君が入水した。という、此の坂田城にまつわる悲しい物語りを秘めている。ということ。一戦国乱世の栄枯盛衰を想い浮かべていると荒城の月等のメロデーが思わず口に出て来るでしょう。心ゆくまで古城址の秋を忍んだならば元道の戻り、右手の木立の中に一際形のよい松が見えます。その下の路から切通しの坂道を下りて県道に出て下さい。バスの時間が余ったならば県道沿の社寺等、探訪して見るのも一興です。帰りのバスは坂田停留場から横芝行に乗って下さい。(このコースは女や子供さんだけでなく、なるべく気心の知れた男子の同行をおすすめします。)

税務相談室



譲渡所得の計算方法

私は昭和二十年に二十千円で買った宅地を四十四年五月に三百万円、売却し仲介人へ手数料二十万円を支払いましたが、今年から譲渡所得に対する課税の方法が改正されたのでありますが、私の場合の計算方法を教えて下さい。なお私の四十四年分の営業所得の見込額は八十万円で所得控除額は五十八万五千円です。

答 今年の税法改正で譲渡所得に対する課税方法が改正されて、長期間保有していた土地や建物などを売った場合には、これまでに比べてずっと安い税金ですむことになりました。同時に従来認められていた居住用財産の買換えの特例や事業用資産の買換えの特例は今年限りでなくなりま

あなたのように四四年四月八日現在で、すでに三年以上所有していた資産を譲渡された場合は、売った代金で代りの土地や建物を取得して、居住用財産の買換えや、事業用資産の買換えの特例の適用を受ける人を除いては、一般的には分離課税方式を選択された方が有利のようです。

あなたの場合の計算式は次のとおりになります。

譲渡価額	300万円	取得費	15万円	譲渡費用	20万円	譲渡所得額	265万円
譲渡特別課税所得額	265万円	控除額	100万円			所得額	165万円
				税率	10%	住民税	16万5000円
					4%	住民税	6万6000円

土地の譲渡価額は三百万円、譲渡費用は二十万円、取得費は十五万円です。したがってあなたの譲渡所得に係る税金は二十三万一千円となります。総合課税方式で計算しますと三十万一千円となりますので、分離課税方式を選んだ方が七万円の得になります。